

# 金銭債権の部分貸倒れと貸倒引当金に関する一考察

野 口 浩

## <目 次>

1. はじめに
2. 金銭債権の部分貸倒れと貸倒損失との関係
3. 貸倒引当金について
  - (1) 法人税法上の貸倒引当金制度の概要
  - (2) 個別貸倒引当金
4. 金銭債権の部分貸倒れと貸倒損失および貸倒引当金との関係
5. おわりに

## 1. はじめに

金銭債権の部分貸倒れ（1つの金銭債権の一部分の貸倒れ）については，法人税法 52 条 1 項および同法施行令 96 条 1 項が規定する貸倒引当金の制度を用いて損金に算入することが可能である。

一方，金銭債権の部分貸倒れについては，通説・判例とも，法人税法 22 条 3 項三号のいう「損失」としては認めていない。しかし，これに対しては，現行法の解釈より，その部分貸倒れは「損失」として認められるとする説が有力に主張されている。

したがって，金銭債権の部分貸倒れを法人税法 22 条 3 項三号のいう「損失」として認めないとする通説・判例の考え方によれば，その部分貸倒れについては，法人税法 52 条 1 項および同法施行令 96 条 1 項が規定する貸倒引当金の制度においてのみ損金算入を認めるということになり，「損失」として認める有力説の考え方によれば，どちらの方法を用いても損金算入が可能というこ

とになる。それらの考え方の違いは、貸倒引当金の制度を用いて処理した場合は帳簿上において金銭債権の額は減少しないが、「損失」として処理した場合は帳簿上金銭債権の額が減少するという効果の面においてあらわれる。

本稿は、法人税法上の貸倒引当金制度の考察を中心に据えて、いずれの考え方が妥当であるのか、ということについて検討を加えてみたい。

## 2. 金銭債権の部分貸倒れと貸倒損失との関係

金銭債権の部分貸倒れとは、1つの金銭債権の一部分の貸倒れをいう。例えば、破綻している債務者に対する1つの債権額が5,000万円あり、それに対して、評価額3,000万円の土地が担保に付されているが、それが処分されていないとすると、部分貸倒れとなっている部分は担保の付されていない2,000万円部分である。

金銭債権の部分貸倒れと貸倒損失との関係については、貸倒損失は外部との損益取引の結果として生ずる損失であり、法人税法においてもそれが採用している実現主義の原則下で、外部との損益取引に基づく損失として、公正妥当な会計処理の基準の解釈として、当然に損金に算入することが認められているとし、金銭債権の部分貸倒れについても外部との損益取引に基づくものであるため、現行法の解釈において、それは法人税法22条3項三号のいう「損失」として認められるとする考え方が金子名誉教授により有力に主張されている<sup>1)</sup>。

しかし、法人税法上において金銭債権について評価減が禁止されていることは、立法論としては問題となるとしながらも、解釈論としては一部の回収不能ということはいわば債権の評価であり、債権の評価損の計上は法人税法33条において禁止されているため、部分貸倒れを「損失」として認めないとするのが通説的な見解である<sup>2)</sup>。武田隆二教授も、裁判において争われる場合にあっては、部分貸倒れが法人税法22条3項三号のいう「損失」として損金算入の扱いを受けうる可能性は残されてはいるものの、金銭債権の一部の額の貸倒れ処理を認めることは、実質的には債権の評価損の計上を認めることと同じ結果となり、資産の評価損の計上を禁じた法人税法33条と矛盾するため、金銭債

権の一部を「損失」として処理することは認められないと述べておられる<sup>3</sup>。

また、有名な興銀事件の最高裁判決<sup>4</sup>も、「金銭債権の貸倒損失を法人税法 22 条 3 項 3 号にいう「当該事業年度の損失の額」として当該事業年度の損金の額に算入するためには、当該金銭債権の全額が回収不能であることを要すると解される。そして、その全額が回収不能であることは客観的に明らかでなければならぬ」と判示して、部分貸倒れの損金算入を原則的には否定している。

それでは、部分貸倒れに相当する金額については全く損金に算入させる術がないかという点、貸倒引当金の制度を用いて損金に算入させることが可能である。以下、貸倒引当金の制度についてみていくことにしたい。

### 3. 貸倒引当金について

#### (1) 法人税法上の貸倒引当金制度の概要

将来の費用又は損失の発生に備えて、その合理的な見積額のうち当該事業年度の負担に属する金額を費用又は損失として繰り入れて、貸借対照表の引当金勘定に繰り入れられる金額を引当金という<sup>5</sup>。

引当金は、将来の費用又は損失であっても、それが当該事業年度の収益を生み出すために犠牲になっている場合には、費用又は損失を見越すことにより、収益と費用とを対応させ、適正な期間損益を計算するための技術である。引当金を設定する判断基準として、企業会計原則注解注 18 は次の 4 つの要件をあげている。①将来の費用又は損失が特定していること、②その発生が当期以前の事象に起因していること、③費用又は損失の発生の可能性が高いこと、④設定金額を合理的に見積ることができること。これらの要件をみたしたときには、企業会計上において引当金を設定しなければならない。

一方、法人税法は、22 条 1 項において、内国法人の各事業年度の所得の金額は、当該事業年度の益金の額から当該事業年度の損金の額を控除した金額であると規定し、損金の意義については、法人税法 22 条 3 項において、別段の定めがあるものを除き、次に掲げる額とする、と規定している。

- ①当該事業年度の収益に係る売上原価，完成工事原価その他これらに準ずる原価の額（一号）。
- ②①に掲げるもののほか，当該事業年度の販売費，一般管理費その他の費用（償却費以外の費用で当該事業年度終了の日までに債務の確定しないものを除く）の額（二号）。
- ③当該事業年度の損失の額で資本等取引以外の取引に係るもの（三号）。

法人税法 22 条 3 項 2 号は，括弧書において債務の確定を要求しており，費用の見越が否定されている。これは債務確定基準と呼ばれているが，債務確定基準は企業会計上において設定される引当金に対して規制を行うものとして機能することとなる。

なぜ，法人税法が債務確定基準を採用しているかということについては，引当金が予測計算に基づくものである以上，企業会計において客観的で確固たる予測基準がない場合，その計上を納税者の任意に委ねるならば，様々な理論に基づいた種々の引当金が計上されることとなり，課税の公平性に反することとなるからであると説明されている<sup>6</sup>。なお，債務の確定の意味は必ずしも明らかではないが，通達は，①債務の成立，②具体的給付原因の発生，③金額の合理的算定可能性の存在という 3 つの要件が満たされたときに債務の確定があったものと考えている<sup>7</sup>。

しかし，今日の信用取引においては，個別の金銭債権について一定の客観的事実が生じた場合には，貸倒れが生ずることはほぼ確実であり，また金銭債権一般についても，その一部が貸倒れになることは経験上明らかであって，貸倒れの比率は過去の経験値から比較的正確に予測することができる。そのため，信用取引に伴う一種のコストとして，現実の貸倒れを待たず，貸倒損失を引当金として（貸倒引当金として）見越計上することが認められている<sup>8</sup>。貸倒引当金については，法人税法 52 条において別段の定めが置かれているが，金銭債権の部分貸倒れについては，法人税法 52 条 1 項が規定する貸倒引当金制度が関係するので，以下においては，その制度について詳しくみてみることにしたい。

## (2) 個別貸倒引当金

法人税法 52 条 1 項は、内国法人が、会社更生法の規定による更生計画認可の決定に基づいてその有する金銭債権の弁済を猶予され、又は賦払により弁済される場合その他の政令で定める場合において、その一部につき貸倒れその他これに類する事由による損失が見込まれる金銭債権（以下、個別評価金銭債権という）のその損失の見込額として、各事業年度において、損金経理により貸倒引当金勘定に繰り入れた金額のうち、当該事業年度終了の時ににおいて、取立て又は弁済の見込みがないと認められる部分の金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額に達するまでの金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する、としている。

これは、個別評価金銭債権についての貸倒引当金であり、個別貸倒引当金と呼ばれている<sup>9</sup>。なお、法人税法施行令 96 条 1 項が、個別貸倒引当金への具体的な繰入基準を定めている。規定の概要は以下のとおりである。

施行令 96 条 1 項一号は、個別評価金銭債権に係る債務者について、会社更生法等による更生計画認可の決定等の事由に基づいて金銭債権の長期棚上げがなされた場合の繰入基準を示しており、当該金銭債権の額から、5 年内の弁済予定額と担保権の実行等により取立てが見込まれる金額を控除した残額を貸倒引当金として繰入可能であるとしている。

したがって、施行令 96 条 1 項一号により、貸倒引当金へ繰り入れることができる金額は、図 1 の斜線の部分となる。

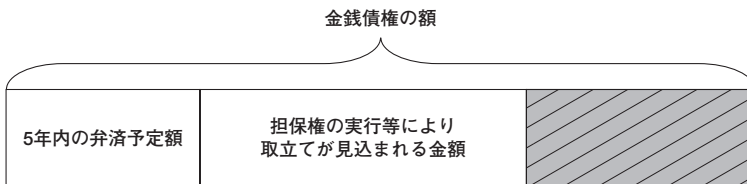


図 1

なお、施行令 96 条 1 項一号は、形式的な貸倒引当金の繰入基準を示したものであるが、同条同項三号も同様に、形式的な繰入基準を規定している。

施行令 96 条 1 項三号は、個別評価金銭債権に係る債務者について、会社更生法等による更生手続開始の申立て等が行われた場合や手形交換所による取引停止処分が生じた場合の繰入基準を示しており、当該金銭債権の額から、担保権の実行、金融機関等の保証履行等により取立てが見込まれる金額と実質的に債権とみられない部分の金額を控除した残額の 50% 相当額を貸倒引当金として繰入可能であるとしている。

したがって、施行令 96 条 1 項三号により、貸倒引当金へ繰り入れることができる金額は、図 2 の斜線の部分となる。

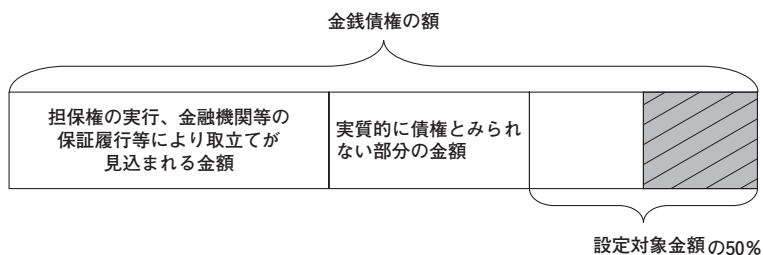


図 2

施行令 96 条 1 項二号は、金銭債権の一部が実質的に貸倒れていると見込まれる場合について以下のように規定している。この規定は、同法同項一号および三号と違い、実質的な貸倒引当金の繰入基準を示したものである。

「当該内国法人が当該事業年度終了の時ににおいて有する個別評価金銭債権に係る債務者につき、債務超過の状態が相当期間継続し、かつ、その営む事業に好転の見通しがなく、災害、経済事情の急変等により多大な損害が生じたことその他の事由が生じていることにより、当該個別評価金銭債権の一部の金額につきその取立て等の見込みがないと認められる場合」は、当該一部の金額に相当する金額を貸倒引当金に繰り入れることができる。なお、回収不能と見込まれる個別評価金銭債権の一部の金額であるが、担保や保証が付されている場合は、それらからの回収見込額を控除する他、債務者が行う事業が生み出すキャッシュ・フローなどからの回収見込額をも控除する必要がある。

したがって、施行令 96 条 1 項二号により、貸倒引当金へ繰り入れることが

できる金額は、図3の斜線の部分となる。

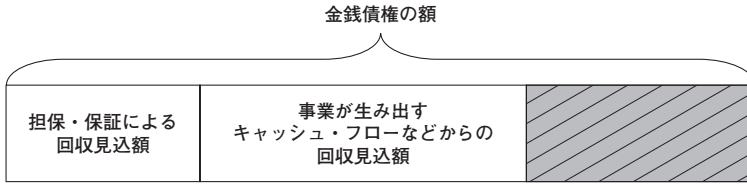


図3

#### 4. 金銭債権の部分貸倒れと貸倒損失および貸倒引当金との関係

個別貸倒引当金の制度でみたとき、金銭債権の部分貸倒れについては、形式的な基準をみたした場合は法人税法施行令96条1項一号および三号により、実質的な基準をみたした場合は法人税法施行令96条1項二号により、損金算入が可能となる。

まとめてみると、金銭債権の部分貸倒れを法人税法22条3項三号のいう「損失」と認めない立場をとると、部分貸倒れについては法人税法52条1項および同法施行令96条1項が規律する個別貸倒引当金の制度においてのみ、損金算入が可能となる。一方、金銭債権の部分貸倒れを法人税法22条3項三号のいう「損失」と認める立場をとると、部分貸倒れについては、「損失」による損金算入の方法と個別貸倒引当金の制度を用いた損金算入の方法との2つが考えられることになる。

これらの考え方のいずれが適当なのであろうか。個別貸倒引当金制度の前身である旧債権償却特別勘定の考察から、この点について検討を加えてみたい。

国税当局は、早い時期から部分貸倒れの問題を認識していた。国税庁は、昭和29年に発遣された通達（昭和29年直法1-140）において、債務者について、①手形交換所の取引停止処分を受けたこと、②会社更生手続の開始決定等があったこと、③破産の宣告を受けたこと、等の事実が発生したときは、その債務者に対する債権額から抵当権等によって担保されている部分を除いた金額の100分の50に相当する金額以内の金額を貸倒れとして処理し、同時に、貸借



対照表の負債の部に債権償却引当金勘定を計上することができるとしていた。

その後、昭和44年の法人税法基本通達の全面改正に伴い、債権償却引当金勘定の規定は、9-6-4以下において全面的に整備された。改正された法人税法基本通達9-6-4は、債務者について、たとえば債務超過の状態が相当期間継続し、事業好転の見通しが無いという事実が発生し、その債務者に対する貸金等の額の相当部分について回収の見込みが無いと認められる場合において、法人が回収の見込みのない金額としてあらかじめ税務署長もしくは国税局長の認定を受けたときは、その認定を受けた金額を、認定を受けた事業年度において、損金経理により債権償却特別勘定に繰り入れることができるとした。ここで注目すべき点は、部分貸倒れに相当する金額を直接バランスシートから減額するという処理を行わず、特別勘定を用いて間接的にそれを認識する処理を要求した点である。これは、国税当局が部分貸倒れを法人税法22条3項三号のいう「損失」として認識していなかったことと受けとめることができる。

また、旧債権償却特別勘定については、法令上の根拠がない点および税務署長もしくは国税局長の認定が必要であるという点において租税法律主義の観点から問題があったため、平成10年の改正において、旧債権償却特別勘定は法人税法52条1項および同法施行令96条1項が規定する個別貸倒引当金に組み込まれ法制化された。これは、国税当局が、部分貸倒れは、貸倒引当金の制度の枠内においてのみ損金算入が認められるとする立場を示したものであり、法人税法22条3項三号のいう「損失」の枠内では取り扱わないとすることを宣言するものであると捉えることができる。

以上の旧債権償却特別勘定の考察から、部分貸倒れについては、別段の定めである法人税法52条1項および同法施行令96条1項においてのみ、損金算入が可能であるとする見解を導き出すことができる。

しかし、これに対しては、部分貸倒れに関する旧債権償却特別勘定が「従来から」租税法律主義に反していなかったと解するのであれば、「従来から、かつ現在も」法人税法33条は債権の部分「貸倒」処理を否定していないと解する他はない、とする説が存在する<sup>10</sup>。



また、前述のとおり、金子名誉教授は金銭債権の部分貸倒れを「損失」と認める立場をとられており、以下のように述べておられる<sup>11</sup>。

「現行法人税法の解釈として、部分貸倒れの損金算入も認められると考えて、個別貸倒引当金の制度を利用するか、それとも部分貸倒れの直接損金算入を行うかは、納税者の選択に任されていると解したい。・・・個別引当金の制度は、部分貸倒れの損金算入を否定する趣旨を含んでいないと解するのが、妥当であろう。また、このように解することは、税務会計の処理について納税者の自主性と自律性を尊重するゆえんでもある。」

学説はこのように真っ向から対立しているが、私は、旧債権償却特別勘定について、いくつかの裁判例がその適法性を容認し<sup>12</sup>、租税法律主義に反していないとしながらも、平成10年の改正において、個別貸倒引当金の制度に組み込まれたことを重く捉え、部分貸倒れについてはその制度の枠内においてのみ損金となるとする見解を支持したいと思う。

## 5. おわりに

本稿は、法人税法上の貸倒引当金制度の考察を行うことにより、金銭債権の部分貸倒れについて、法人税法52条1項および同法施行令96条1項の規律とは別に、法人税法22条3項三号による損金算入が可能であるか、という点について検討を行ったが、旧債権償却特別勘定の考察から、その部分貸倒れについては法人税法52条1項および同法施行令96条1項の規律においてのみ、損金算入が可能であるという結論に達した。

ところで、このような金銭債権の部分貸倒れをめぐる議論は、時価主義を中心として課税所得の算定が行われてくるならば意味をなさなくなるかもしれない。課税所得の算定が時価ベースでの資産の純増加額の算出により行われることになると、少なくとも特定の金銭債権の一部が不可逆的に無価値になったとみなし得る場合には、当該無価値化した部分の金額の損金算入を直ちに認めるべきことは当然と解されるからである<sup>13</sup>。

平成12年の法人税法改正で、一部の有価証券とデリバティブ取引について

は、別段の定めにより時価主義が原則とされたが<sup>14</sup>、今後、法人税法上において、資産の減損に関して時価主義がどれだけ浸透してくるかが注目される。

## 注

- 1 金子宏、「部分貸倒れの損金算入—不良債権処理の一方策」、『ジュリスト』1219号（2002年3月）、116頁。
- 2 武田昌輔監修、『DHC コメントール法人税法』1143の36。
- 3 武田隆二、『法人税法精説 [平成17年版]』、2005年、森山書店、569頁。
- 4 最判平16.1224.民集58巻9号2637頁。
- 5 会社計算規則6条2項一号。
- 6 岡村忠生、『法人税法講義』、2005年、成文堂、161頁。
- 7 法人税法基本通達2—2—12および所得税法基本通達37—2。
- 8 金子宏、『租税法 [第11版]』、2006年、弘文堂、330頁。
- 9 なお、法人税法52条2項は、個別評価金銭債権を除く金銭債権全体についての貸倒引当金の制度を規定したものであり、一般貸倒引当金と呼ばれている。一般貸倒引当金については、同法施行令96条2項により、過去三年間の実績貸倒率を基礎として算定した貸倒見込額の損金算入が認められる。
- 10 太田洋、「[部分貸倒れ]の租税法上の取扱い—「失われた10年」と税制上の桎梏—」、『税経通信』56巻3号（2001年2月）、38頁。
- 11 金子、「前掲論文」、118頁。
- 12 大阪地判昭44.5.24.税務訴訟資料56号703頁、東京高判昭52.7.28.税務訴訟資料95号261頁など。
- 13 太田、「前掲論文」、39頁。
- 14 法人税法61条の3、61条の4および61条の5。